

# 申込受付後の注意事項について

## 全ての保護者様へ

- 希望された保育施設等の立地条件や保育内容等については、事前に確認しておいてください。
- 書類提出後に内容を変更したい場合は、申請者本人が令和8年2月10日（火）午後4時15分までに窓口にお越しのうえ、直接申込書に訂正印を押して変更を行ってください。（電子申請につきましては、修正したデータを再度送信いただく方法でも受付させていただきます。専用フォームのURLをお送りしますので、一度ご連絡ください。）  
上記の日にち以後の変更は受付できません。
- 就労証明書の証明事項に不明な点が確認された場合は、就労先等に直接確認することがあります。

### 【今後の予定】

|                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| 令和8年2月下旬                       | 利用調整結果通知（入所（園）可・不可） |
| 令和8年2月～3月                      | 入所（園）説明会            |
| 令和8年3月下旬                       | 利用者負担額の決定通知         |
| 令和8年4月上旬                       | 入所（園）式              |
| ※お子様の預かりが、入所（園）式後からとなる場合があります。 |                     |

## 該当の保護者様へ

### 【教育・保育給付認定の有効期間（保育施設の利用できる期間）】

- 求職活動でお申し込みの方は、令和8年6月末日までです。
- 妊娠・出産でお申し込みの方は、出産予定日の8週後の翌日が属する月の末日までです。
- 疾病・障害・介護・看護・災害復旧・就学でお申し込みの方は、最長で令和9年3月末までです。

### 【提出書類】

- 令和8年4月中に育休復帰予定で申し込みの場合は、4月中に復帰した事が分かる**復帰証明書**を令和8年5月末までに提出してください。年度内復帰で申し込みの場合は、令和8年度中に復帰していただく必要があり、復帰後速やかに**復帰証明書**を提出してください。  
**※育休復帰とは、育児休業を取得した就労先に行うものです。職場復帰せず退職し、別会社へ就労した場合等は、育休復帰と判断できませんので、十分にご注意ください。**
- 利用者負担額算定のために、該当される方は障害者手帳の写し・課税資料・生活保護受給者証の提出を依頼する場合があります。

### 【諸手続】

- 転入予定で申し込みの方は、令和8年3月末までに転入手続きを行い、変更申請書を提出してください。
- 申込期間終了後に世帯状況、保育を必要とする事由等、何か変更がある場合は変更申請書を提出してください。申込期間終了後の変更は、利用調整に反映はしませんが、4月以降の教育・保育給付認定等に反映しますので、随時変更申請を行ってください。